

第3章 実施体制

第1節 実施体制の整備

1 市国民保護対策連絡室の設置

市は、国において武力攻撃事態等が認定される前など武力攻撃の初期の段階において、大野市国民保護対策連絡室（以下「市連絡室」という。）を設置し、国、県及び関係機関との間で情報の共有化を図りながら、国民保護措置の速やかな実施に対応する。

(1) 設置及び廃止基準

ア 設置基準

(ア) 国対策本部の本部長（以下「国対策本部長」という。）から警報が発令された場合

(イ) 国からの警報発令以前の段階で、武力攻撃事態等に係る兆候に関する情報入手し、又は県が福井県国民保護対策連絡室を設置した場合において、市長が、市連絡室の設置の必要があると認めた場合

イ 廃止基準

(ア) 警報が解除された場合

(イ) 警報が発令されるおそれがなくなった場合

(ウ) 市対策本部の設置が決定された場合

(エ) その他市長が廃止することが適当と認めた場合

(2) 設置場所

市連絡室は、原則として市役所内に設置する。

市役所が被災し市役所に設置できない場合は、出先機関の中から被災状況を勘案して指定した施設に設置する。

(3) 組織及び業務内容

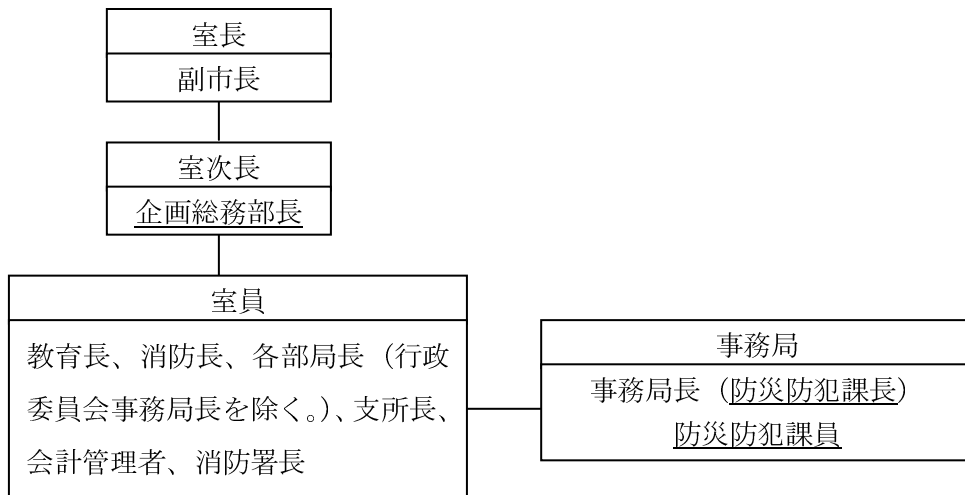
ア 市連絡室の室長は、副市長をもって充て、市連絡室の事務を総括し、職員を指揮監督する。

イ 市連絡室の室次長は、企画総務部長をもって充て、室長に事故あるときは、その職務を代理する。

ウ 市連絡室の室員は、教育長、消防長、各部局長、支所長、会計管理者及び消防署長をもって充てる。

エ 市連絡室に大野市企画総務部防災防犯課長を長とする事務局を置き、防災防犯課員を事務局員とする。

オ 市連絡室の組織図は、次のとおりとする。



室長は、情報の収集連絡等に関する重要事項の協議等を行うため、必要に応じ市国民保護対策連絡室会議（以下「連絡室会議」という。）を招集する。

連絡室会議における協議・報告事項は、次のとおりとする。

- (ア) 武力攻撃事態等のおそれのある状況及びその対応状況
 - (イ) 関係部相互の調整事項
 - (ウ) 関係機関との連携推進に関する事項
 - (エ) 国、県、他市町及び関係機関に対する要請に関する事項
 - (オ) その他情報の収集連絡等に関する事項
- カ 連絡室会議での協議・報告事項は、市長に報告するとともに、次に掲げる機関に通知する。
- (ア) 大野市消防本部
 - (イ) 県（福井県国民保護対策連絡室）
 - (ウ) 関係する指定公共機関及び指定地方公共機関

2 市対策本部の設置

(1) 設置及び廃止基準

市長は、次の場合に市対策本部を設置又は廃止する。

ア 設置

市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受けた場合

なお、当該指定が行われていない場合で、国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、市長は、内閣総理大臣に対し、知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請することができる。

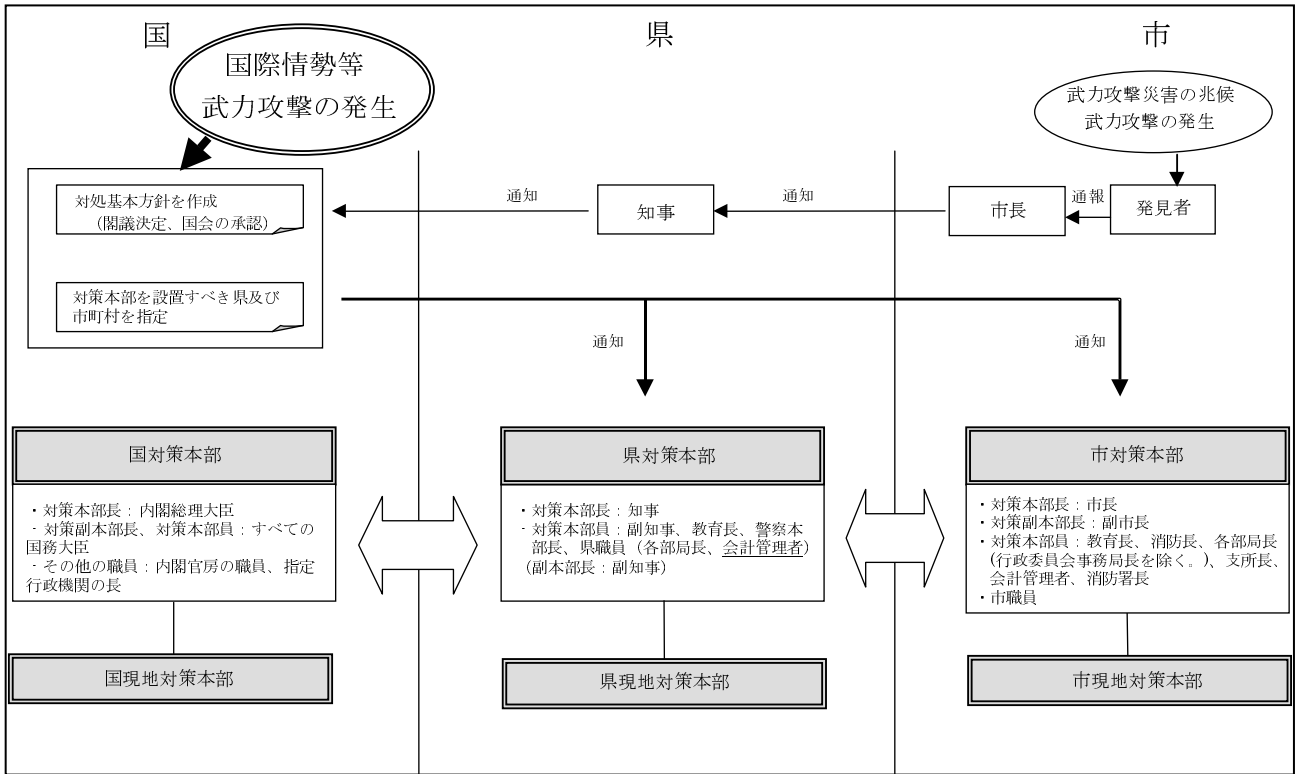
イ 廃止

市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けた場合

(2) 設置場所

市対策本部は、原則として市役所内に設置する。

市役所が被災し市役所に設置できない場合は、出先機関の中から被災状況を勘案して指定した施設に設置する。



(3) 組織、事務分掌等

- ア 市対策本部長は、市長をもって充て、市対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。
- イ 市対策本部の副本部長は、副市長をもって充て、市対策本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- ウ 市対策本部の本部員は、教育長、消防長、各部局長（行政委員会事務局長を除く。）、支所長、会計管理者及び消防署長をもって充てる。
- エ 市対策本部に次の部及び班を置き、班の長は、同表に掲げる者をもって充てる。
また、その主な事務分掌は、大野市国民保護対策本部等運営要綱で定める。

部名	班名	班長名	関係課等
企画総務部	総務班	防災防犯課長	防災防犯課、総務課、地域振興室、契約管理室、情報統計室、行政委員会事務局
	財政班	企画財政課長	企画財政課
	避難誘導班	税務課長	税務課
	広報班	企画財政課長	結の故郷推進室
	渉外班	企画財政課長	企画財政課、秘書室、結の故郷推進室、国体推進課
民生環境部	避難所班	市民生活課長	市民生活課
	衛生班	市民生活課長	市民生活課
	救護班	健康長寿課長	健康長寿課
	民生班	福祉子ども課長	福祉子ども課
	給水班	上下水道課長	上下水道課
	下水道班	上下水道課長	上下水道課

産経建設部	商工班	商工観光振興課長	商工観光振興課、中心市街地活性化室
	農林班	農業林業振興課長	農業林業振興課
	建設班	建設整備課長	建設整備課、湧水再生対策室 幹線道路課、道の駅推進室
	建築班	建築営繕課長	建築営繕課
教育部	教育総務班	教育総務課長	教育総務課
	生涯学習班	生涯学習課長	生涯学習課、文化財保護室、スポーツ振興室
和泉支部	住民振興班	住民振興課長	住民振興課、和泉診療所、和泉公民館
議会部	議会班	議会事務局次長	議会事務局
会計部	会計班	会計管理者	会計課
消防部	消防班	消防署長	大野市消防署
	応急活動班	大野市消防団長	大野市消防団

オ 市対策本部に、市対策本部長、副本部長及び本部員で構成する市国民保護対策本部会議（以下「市対策本部会議」という。）を置く。

カ 市対策本部長は、国民保護措置に関する重要事項の協議等を行うため、必要に応じ市対策本部会議を招集する。市対策本部会議における協議・報告事項は、次のとおりとする。

（ア）国の指示に関する事項

（イ）市対策本部の国民保護措置の実施に関する事項

（ウ）市対策本部各班相互の調整に関する事項

（エ）指定公共機関等との連携推進に関する事項（協力応援に関する事項を含む。）

（オ）国、県及び関係機関に対する応援要請に関する事項

（カ）その他国民保護措置に関する重要な事項

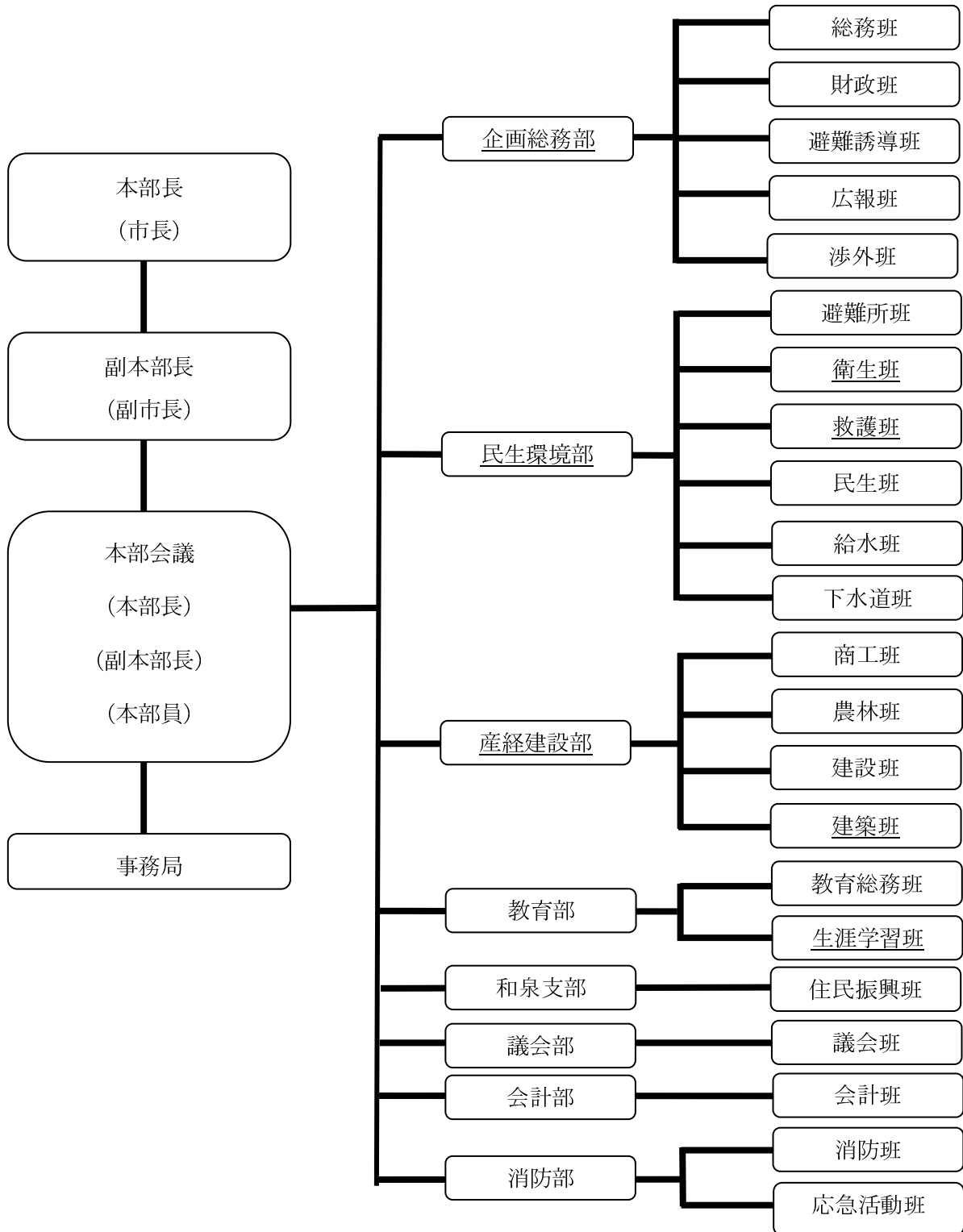
市対策本部会議を開催するときは、国対策本部、県対策本部、関係市町等との情報の共有を図る。

キ 市対策本部に、防災防犯課長を長とする事務局を置き、防災防犯課員を事務局員とする。

ク 市対策本部長は、必要と認めるときは、現地対策本部を設置し、副本部長、本部員その他の職員から現地対策本部長を任命する。

ケ 市対策本部長は、武力攻撃災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、関係機関との情報共有及び活動調整を行う。また、関係機関により現地調整所が設置されている場合は、職員を派遣する。

コ 市対策本部の組織図は、次のとおりとする。



(4) 市対策本部を設置した場合における関係機関への通知

市対策本部を設置した場合は、次に掲げる機関にその旨を通知又は報告する。

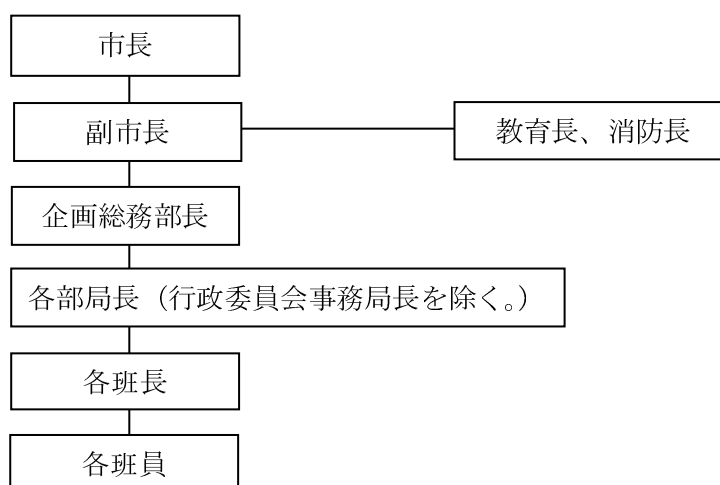
- ア 議会事務局
- イ 大野市消防本部
- ウ 関係指定公共機関及び指定地方公共機関
- エ 防災関係機関
- オ 県（対策本部）

(5) 市対策本部設置の公表

市対策本部を設置したときは、ラジオ、テレビ、新聞、市のホームページ等を通じて公表するとともに、本部の標識を市庁舎正面玄関に掲示するものとする。

(6) 市対策本部設置の伝達

市対策本部の設置に係る伝達系統は次のとおりとする。



(7) 職員の参集

ア 全職員の参集

市対策本部の設置の伝達があったときは、全職員は直ちに参集するものとする。

イ 参集場所

原則として本部員については防災防犯課とし、その他の職員については各所属とする。ただし、平時において徒歩2時間以内に各所属に参集できない職員については、交通機関等が途絶し緊急の参集が困難な場合にあっては、本庁又は最寄りの出先機関に参集する。

また、道路、橋梁等の断絶により、上記の参集も困難な場合には、最寄りの公共施設等に出向く。

ウ 参集時の心構え

職員は、参集途中に周囲の被害状況を確認し、所属長等に報告する。

また、参集途中に重大な被害が生じているのを認めたときは、各自の判断で住民の救出を優先し、救出の状況等について所属や参集場所に連絡するよう努める。

エ 参集状況等の報告

各班長は、出先機関も含めた職員の参集状況等を速やかに把握し、所属する本部員へ報告する。

(8) 国、県その他の機関の対策本部等との協力

国、県その他の機関の対策本部又は現地対策本部が設置された場合には、応急対策活動について連絡調整し、協力する。

(9) 県の現地対策本部との合同会議

県の現地対策本部と市対策本部で、必要に応じて合同会議を開催し、情報の共有化及び国民保護措置を効果的に実施する体制を確立する。

(10) 県から派遣された職員との協力

市対策本部設置時に、県から派遣される職員が行う情報収集・伝達活動に対し、市は積極的に協力し、県と連携の取れた国民保護措置を実施する。

(11) 防災関係機関の対策本部会議への出席

市は、県その他防災関係機関に対し、当該機関に属する職員の市対策本部会議への出席を求めることができる。この場合において、県その他防災関係機関との調整は、原則として市対策本部会議に出席している職員を通じて行う。

(12) 総合調整への協力

国対策本部長及び県対策本部長による総合調整が行われた場合に、所要の措置を的確かつ迅速に実施するように努める。

(13) 情報の分析整理

市は、国、県及び関係機関からの情報の分析及び整理を行い、これらの各機関との間の情報の統一化及び共有化を図る。

第2節 応援の要請

1 自衛隊の部隊等の派遣の要請

(1) 派遣の要請

ア 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため、特に必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の国民保護等派遣の要請を行う。

イ 市長は、通信の途絶等により、知事に対し国民保護等派遣の要請をするよう求めることができない場合において、特に必要があると認めるときは、その旨及び国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認める事項を、防衛大臣に連絡する。

この場合、防衛大臣はその内容を国対策本部長に報告し、それを受けた国対策本部長は緊急に必要があると認めるときは、防衛大臣に国民保護等派遣を求める。

(2) 派遣の要請手続

市長は、派遣の要請を行うときは、武力攻撃災害の状況及び派遣を要請する理由、派遣を希望する期間、活動内容等の事項を記載した文書により行う。

ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭、電話その他の通信で行う。

2 他の市町長等に対する応援の要求

(1) 他の市町長等への応援の要求

市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）は、必要があると認めるときは、他の市町の市町長その他の執行機関に応援を求めることができる。

(2) 知事等に対する応援の要求

市長等は、必要があると認めるときは、知事その他の県の執行機関に応援を求めることができる。

(3) 応援の要求手続

市長等は、応援を求めるときは、応援を求める理由、応援を希望する期間、活動内容等の事項を記載した文書により行う。

ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭、電話その他の通信で行う。

3 緊急消防援助隊の応援要求

市長は、当該市の消防力及び福井県広域消防相互応援協定に基づく消防応援だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、知事に対し、消防庁長官に緊急消防援助隊の応援等のための必要な措置を講ずる要請を求めることができる。

4 職員の派遣要請及びあつせん

(1) 職員の派遣の要請

市長は、国民保護措置の実施のため必要があるときに、知事に対して県の職員の派遣を要請することができる。

また、次の機関に対して職員の派遣の要請をするときは、知事を経由して行う。

ただし、人命の救助等のため特に緊急を要する場合は、直接要請することができる。

ア 指定行政機関

イ 指定地方行政機関

ウ 特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人）

(2) 職員の派遣の要請手続

職員の派遣要請は、派遣を要請する理由、職員の職種別人員数、派遣を必要とする期間等の事項を記載した文書により行う。

(3) 職員の派遣のあっせん

市長は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、知事を経由して国に対し、職員の派遣のあっせんを求めることができる。ただし、人命の救助等のために特に緊急を要する場合は直接求めることができる。

(4) 職員の派遣のあっせんの手続

職員の派遣のあっせんを求めるときは、派遣のあっせんを求める理由、職員の職種別人員数、派遣を必要とする期間等の事項を記載した文書により行う。

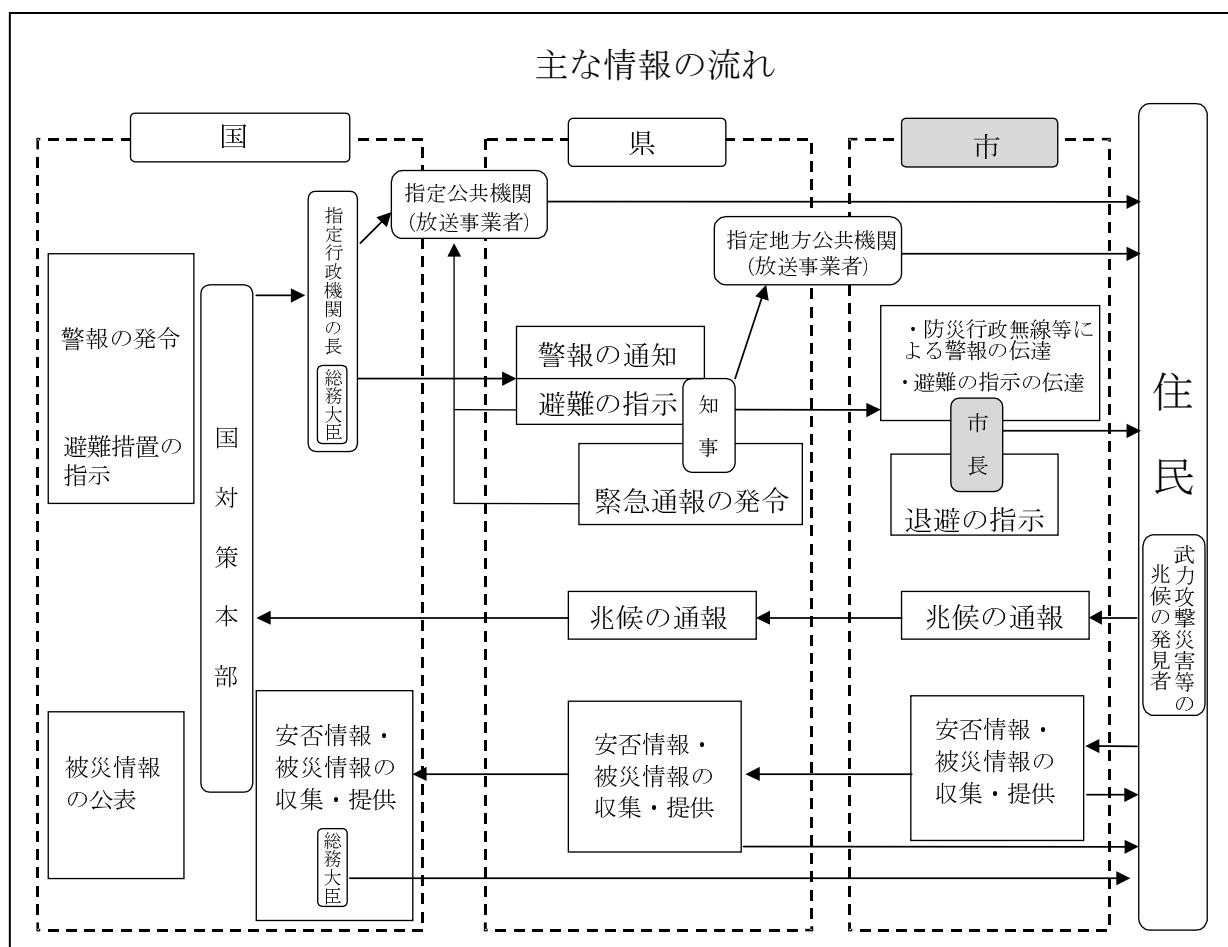
第3節 情報の収集及び提供

1 情報の流れ

武力攻撃事態等における情報は、大きく分けて二つの流れがある。一つは、住民に対して伝達すべき指示等であり、もう一つは住民から収集する安否情報等である。

主な情報の流れは、次に掲げる表のとおりであり、それぞれの情報の内容、伝達先等については、この節において個別に規定する。

なお、国、県及び市は、これらの国民保護措置に関する情報については、新聞、放送、インターネットその他の適切な方法により、住民に迅速に提供しよう努める。



2 警報等の通知及び伝達

(1) 警報の内容

国対策本部長が発令した警報は、知事から通知され、その内容は次のとおりである。

ア 武力攻撃事態等の現状及び予測

イ 武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域（ただし、通知されない場合がある。）

ウ その他住民及び公私の団体に対し、周知させるべき事項

(2) 避難の指示の内容

知事から通知される避難の指示の内容は次のとおりである。

- ア 要避難地域等
- イ 避難先地域
- ウ 住民の避難に関して関係機関が講ずべき措置の概要
- エ 主要な避難の経路
- オ 避難のための交通手段
- カ その他避難の方法

(3) 緊急通報の内容

知事が発令する武力攻撃災害緊急通報（以下「緊急通報」という。）の内容は次のとおりである。

- ア 武力攻撃災害の現状及び予測
- イ その他住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項

(4) 警報又は緊急通報の通知又は伝達

市長は、知事から警報又は緊急通報の通知を受けたときは、速やかに次の者に通知の内容を伝達し、又は通知する。

- ア 住民
- イ 関係のある公私の団体
- ウ 市の他の執行機関

(5) 避難の指示の通知又は伝達

市長は、知事から避難の指示の通知を受けたときは、速やかに次の者に通知の内容を伝達し、又は通知する。

- ア 要避難地域等の住民
- イ 関係のある公私の団体
- ウ 市の他の執行機関

(6) 警報等の伝達方法

市長が、知事から警報等の通知を受けたときの住民等への情報伝達は、次の方法による。

- ア 防災行政無線
- イ インターネット
- ウ ケーブルテレビ
- エ 広報車
- オ その他

(7) 県警察との連携

市長は、県警察と協力し、警報又は緊急通報の内容の伝達が住民に対する確かつ迅速に行われるように努める。

3 退避の指示の伝達

(1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合（例：武力攻撃により可燃性のガスに引火し、爆発が起こる可能性がある場合）において、住民の生命、身体又は財産を保護し、又は当該武力攻撃災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、国からの避難の指示を待たずに、必要と認める地域の住民に対し、屋内などに一時的に退避をすべき旨の指示を行うことができる。

該避難住民の連絡先等の情報を収集し、整理するよう努める。

ウ 避難住民を受け入れた市長は、当該市の区域内に所在する避難施設及び収容施設に滞在する避難住民について、要避難地域の市町長と協力して当該避難住民に関する情報を収集し、整理するよう努める。

エ アからウまでに規定するもののほか、市長は、次のいずれかの事実を知ったときは、当該事実に係る避難住民（ア及びイに規定する避難住民を除く。）について、当該事実に係る避難住民に関する情報を収集し、整理するよう努める。

（ア）当該市の住民が避難住民となったこと。

（イ）当該市の区域内に避難住民が滞在していること。

オ 市長は、当該市の区域内で武力攻撃災害により死亡した住民（当該市の住民以外の者で当該市の区域内で死亡したものを含む。）があると認めるときは、その者について、氏名、住所、死亡の状況等の情報を収集し、整理するよう努める。

カ 市長は、当該市の区域内で武力攻撃災害により負傷した住民（当該市の住民以外の者で当該市の区域内に在るものを含む。）があると認めるときは、その者について、氏名、住所、負傷の状況等の情報を収集し、整理するよう努める。

キ 市長は、当該市の区域外において当該市の住民が武力攻撃災害により死亡し、又は負傷した事実を知ったときは、当該住民について、氏名、住所、死亡又は負傷の状況等の情報を収集し、整理するよう努める。

ク 安否情報の収集は、市が保有する資料の調査、避難住民を誘導する者による調査又は県警察、消防機関、医療機関その他の関係機関に対する照会等により行う。

ケ 市長は、収集し、整理した安否情報を次の武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手續その他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号。以下「安否省令」という。）に定める様式第3号により知事に報告する。

コ 市長は、日本赤十字社が行う外国人に関する安否情報の収集に協力する。

様式第3号（第2条関係）

安否情報報告書

報告日時： 年 月 日 時 分

市町村名： _____

担当者名： _____

①氏名	②フリガナ	③出生の年月日	④男女の別	⑤住所	⑥国籍	⑦その他個人を識別するための管轄	⑧負傷（疾病）の該当	⑨負傷又は疾病の状況	⑩現在の居所	⑪連絡先 その他必要管轄	⑫親族・同居者への回答の希望	⑬知人への回答の希望	⑭親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意	備考

- 備考
- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 - 「⑥国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。
 - 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「⑧負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「⑩現在の居所」欄に「遺体の安置されている場所」を記入すること。
 - ⑪～⑬の希望又は同意欄には、安否情報の提供に係る希望又は同意について「有」又は「無」と記入願います。この場合において、当該希望又は同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。

(2) 関係機関の協力

市長は、安否情報を保有する関係機関に協力を要請する。ただし、その協力は、

当該関係機関の自主的な判断に基づくものでなければならない。

(3) 安否情報の照会

ア 市は、安否情報の照会窓口を設置し、電話番号等を住民に周知する。

イ 住民から安否情報について照会があった場合は、原則として次の安否省令に定める様式第4号に必要事項を記載したものを照会窓口で受け付ける。ただし、照会する者が遠隔地に居住している場合など、文書の提出ができない場合は、口頭や電話、メール等の照会も受け付ける。なお、この場合は、様式第4号に記載すべき事項について聴取する。

(4) 安否情報の回答

ア 市は、安否情報について照会があった場合には、個人情報の保護に留意しつつ、当該照会が不当な目的によるものでなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、次の安否省令に定める様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か、武力攻撃災害により死亡し、又は負傷した住民に該当するか否か等について、速やかに回答する。

イ 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会する者が必要とする安否情報について、安否省令に定める様式第5号により回答する。

安否情報照会書

総務大臣 （都道府県知事） 殿 （市町村長）	年 月 日	
申請者 住所（居所） 氏 名		
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由 （○を付けて下さい。③の場合、理由を記入願います。）	① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人（友人、職場関係者及び近隣住民）であるため。 ③ その他 （ ）	
備 考		
被照会者を特定するために必要な事項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 （日本国籍を有しない者に限る。）	日本 その他（ ）
	その他個人を識別するための情報	
※ 申請者の確認		
※ 備 考		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
 4 ※印の欄には記入しないで下さい。

安否情報回答書

年 月 日 殿 総務大臣 （都道府県知事） （市町村長）		
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 <small>（日本国籍を有しない者に限る。）</small>	日本 その他（ ）
	その他個人を識別するための情報	
	現 在 の 居 所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
- 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

6 被災情報の収集及び報告

(1) 武力攻撃災害による被害の状況に関する情報（以下「被災情報」という。）の収集

市長は、市民の生命及び財産に関する事項並びに市の管理する施設について被災状況の調査を実施し、次の様式により収集した被災情報を知事に報告する。

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）

平成 年 月 日 時 分
〇 〇 市

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）

(1) 発生日時 平成 年 月 日

(2) 発生場所 〇〇市△△町A丁目B番C号（北緯 度、東経 度）

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

市町村名	人的被害				住家被害		その他
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)		

※可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概況

(2) 関係機関との協力

市長は、県及び指定地方公共機関と各種情報の収集について十分に連絡調整を行い、又は相互に情報を交換して、応急対策が円滑に実施できるように努める。なお、市長は、指定行政機関の長等の行う被災情報の収集に協力するように努める。

7 通信連絡設備の整備

(1) 緊急通信手段の確保等の推進

市長は、武力攻撃災害の発生時には、国民保護措置の円滑な推進及び住民に対する適切な情報提供のため、防災行政無線の整備、多様な媒体の活用、機動性のある緊急通信手段の確保等を推進する。

ア 防災行政無線の整備

市の防災行政無線について、住民への情報伝達手段を確保するため、同報系無線を整備するよう努める。

イ 多様な媒体の活用

市長は、情報通信の手段及び経路の多様化を図るため、緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、防災行政無線をはじめとする各種の電波通信媒体、電話回線、衛星携帯電話、さらには、テレビ、ラジオ、ケーブルテレビ等の放送媒体、県の災害情報インターネット通信システム等の媒体の活用を進めるとともに、武力攻撃等における警報や避難措置の指示等が迅速かつ確実に通知・伝達されるよう的確に運用・管理・整備を行う。

(2) 武力攻撃事態等の通信連絡

市長は、武力攻撃事態等に関する情報の伝達、被害状況の収集報告その他安全の確保のため必要な措置の要請等は、原則として有線通信(加入電話)又は無線通信により速やかに行う。

(3) 通信の統制

武力攻撃事態等においては、加入電話及び無線通信ともにつながりにくくなることが予想されるため、通信施設の管理者は、必要に応じ、適切な通信統制を実施し、その通信が円滑かつ迅速に行われるよう努める。

(4) 各種通信設備の利用

ア 電気通信設備の優先利用

市長は、国民保護措置に関する情報伝達において最優先に確保すべき通話を行うために、一般加入電話のうち、あらかじめNTT西日本より指定を受けた災害時優先電話を利用する。

また、各機関が緊急の度合いに応じて利用する非常扱い通話(電報)及び緊急扱い通話(電報)は、これらの通話(電報)用として、あらかじめNTT西日本から指定を受けた電話を用い、102(115)番通話により行う。

イ 有線電気通信設備又は無線設備

市長は、有線電気通信法第3条第4項第3号に掲げる次の者が設置する有線電気通信設備又は無線設備を使用し、通信連絡の確保を図る。

1 警察事務を行う者	5 海上保安事務を行う者	9 電気業務を行う者
2 消防事務を行う者	6 気象業務を行う者	10 鉱業を行う者
3 水防事務を行う者	7 鉄道業務を行う者	11 自衛隊
4 航空保安事務を行う者	8 軌道業務を行う者	

ウ 電波法に基づく非常通信の利用

市長は、武力攻撃事態等又は武力攻撃事態等となるおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときは、電波法第52条及び第74条の2並びに非常通信規約に基づいて、非常通信を利用し、通信の確保を図る。

そのため、無線局を有する（無線局の免許を受けた）機関は、福井県非常通信協議会が実施する無線設備の総点検及び通信訓練を通じて、非常通信の円滑な運用を期する。

(ア) 非常通報の内容

非常通信における通報の内容は、人命の救助に関するもの、天災の予警報等、非常通信運用細則第7条による。

(参考) 非常通信運用細則第7条に規定する非常通報の内容

- 1 人命の救助に関するもの
- 2 天災の予警報（主要河川の水位も含む。）及び天災その他の状況に関するもの
- 3 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料
- 4 電波法第74条実施の指令及びその他の指令
- 5 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限その他の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの
- 6 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの
- 7 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの
- 8 遭難者救護に関するもの
- 9 非常事態発生の場合における列車運転及び鉄道輸送に関するもの
- 10 鉄道線路、道路、電力設備、電信電話回線の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保その他緊急措置に関するもの
- 11 中央防災会議、同事務局、地方防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部及び災害対策本部相互間に発受する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの
- 12 災害救助法第24条及び災害対策基本法第71条第1項の規定に基づき、都道府県知事からの医療、土木、建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの
- 13 前各号に定めるもののほか、災害（武力攻撃事態等又は緊急対処事態において、直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害を含む。）が発生した場合における住民の避難、救援、情報の収集、生活の安定及び復旧その他必要な措置に関するもの

(イ) 非常通報の発信

非常通報は、無線局を有する（無線局の免許を受けた）機関が自ら発受するほか、非常通報を希望する者からの依頼に応じて発受する。

(5) 通信設備の利用ができない場合の連絡手段

市長は、(1) から (4) までによる各種通信施設が利用できないときは、次の方法により情報の収集、救援活動等を行う。

ア 使送

イ 孤立地区の空中偵察に対する合図

赤旗（病人あり） 青旗（食糧不足）

8 要配慮者に対する情報伝達設備等の充実

市長は、情報の伝達において、要配慮者への対応を優先するとともに、情報を迅速かつ的確に伝達するために、障害種別や生活環境の状況等に応じて、防災行政無線、ファックス、携帯電話又は電子メール等の多様な媒体の活用を図る。

第4節 住民に対する協力要請

1 住民に対する協力要請

(1) 自発的な意思による協力

住民は、法の規定により国民保護措置の実施に関し協力を要請されたときは、必要な協力をするよう努めるものとする。とされている。

ただし、この協力は、住民の自発的な意思に委ねられるものであることから、要請に当たっては、強制にわたることがあってはならない。

(2) 安全配慮義務

協力を要請する者は、協力する者の安全の確保に十分に配慮しなければならない。

(3) 協力要請

協力を要請する者は、要請を受けて協力する者に対し、その者が行う協力の内容、実施場所及び期間をあらかじめ示した上で、その者の了解を得ることが必要である。

また、協力する者に対しては、国民保護措置に係る職務を行う者等の標章が印刷された腕章等及び身分証明書を交付し、損害賠償の対象となることを通知する。

2 避難住民への協力

(1) 住民への協力要請

避難住民を誘導する市職員、警察官等その他避難住民を誘導する者は、必要があると認めるときは、避難住民その他の者に対し、避難住民の誘導に必要な援助について協力を要請することができる。

なお、避難住民の復帰のための措置についても同様に協力を要請することができる。

(2) 協力要請内容

協力を要請できる内容は、避難住民の整理、要配慮者の介助等の実施に必要な援助とする。

3 救援への協力

(1) 住民への協力要請

市長が知事からの救援に関する事務を受託したときは、市長又は市職員は、必要があると認めるときは、救援を必要とする避難住民等及びその近隣の者に対し、救援に必要な援助について協力を要請することができる。

(2) 協力要請内容

協力を要請できる内容は、避難所における情報の伝達、救援措置の食品及び生活必需品の配布、清掃等の避難所の適切な運営管理等の救援に必要な援助とする。

4 消火、負傷者の搬送、被災者の救助等への協力

(1) 住民への協力要請

市長、消防吏員その他の市職員又は警察官等は、市の区域に係る武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、市内の住民に対し、その実施に必要な援助について協力を要

請することができる。

(2) 協力要請内容

協力を要請できる内容は、消火、負傷者の搬送、被災者の救助又は武力攻撃災害への対処のための措置の実施に必要な援助とする。

5 保健衛生の確保への協力

(1) 住民への協力要請

市長又は市職員は、武力攻撃災害の発生により市の区域内における住民の健康の保持又は環境衛生の確保に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、市内の住民に対し、その実施に必要な援助について協力を要請することができる。

(2) 協力要請できる内容

協力を要請できる内容は、集団健康診断の補助、防疫作業の補助等の実施に必要な援助に限る。

第5節 ボランティアの受入体制

1 ボランティア活動への配慮

武力攻撃が終了した段階での救援活動や復旧活動におけるボランティア活動は、自発的な意思による活動であることに十分配慮して、安全が確保された場所に限定して行うとともに、ボランティア活動が円滑に行えるよう受入体制を整備する。

2 ボランティアの活動内容

武力攻撃が終了した段階での救援活動や復旧時において想定されるボランティア活動の例は、次のとおりとする。

- (1) 避難施設における救援物資の搬送や整理
- (2) 避難住民等の生活援助
- (3) 炊出し等の食事サービス
- (4) 要配慮者への支援活動
- (5) 被災住宅の後片づけ
- (6) 専門的知識や技能を使った介護等の活動

3 ボランティアの受入体制の整備

市、市社会福祉協議会及び県は、相互に連携・協力し、ボランティアの受入体制を整備する。

(1) ボランティアニーズの把握等

市は、ボランティアの申出及び避難施設等におけるボランティアニーズを把握し、県に対しボランティアの派遣を必要とする分野、人数等の情報提供を行うとともに、市社会福祉協議会等の既存のボランティア推進団体及び市赤十字奉仕団等の既存のボランティア団体等との連携のうえ、ニーズに応じた調整及びあっせんを行う。

(2) ボランティアセンターの開設

市は、直接訪れたボランティアの受付及び登録、県から派遣されたボランティアの受入れ並びに活動の調整を行うため、市社会福祉協議会、県、福井県災害ボランティア本部等と連携・協働により、ボランティアセンターを開設する。

4 ボランティア活動の支援体制

市は、市社会福祉協議会と協働で、ボランティアが円滑な活動を実施するために必要な支援を行う。

(1) 情報の提供

ボランティアに対して、災害の状況、災害応急対策の実施状況、協力を必要とする活動内容、被災者のニーズ等についての情報を提供する。

(2) 連絡調整

ボランティアリーダー等と定期的に打合せの場を設け、ボランティア活動の進展具合、問題点、要望等について連絡調整を行う。

(3) 必要資機材及び活動拠点の提供

ボランティアから資機材及び活動拠点に関する要望があったときは、必要な資機材を提供するとともに、状況に応じて拠点避難所の一部のスペースをボランティア

活動拠点として提供する。

(4) ボランティア保険への加入

ボランティアを行う者は、ボランティア活動中の事故等に備え、県の負担によるボランティア保険に加入する。

第6節 国民保護措置に係る職務を行う者等に対する特殊標章

1 国民保護措置に係る職務を行う職員等に対する交付等

次の(1)から(3)までに掲げる者は、赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン(平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官(事態法制担当))通知に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ(1)から(3)までに掲げる職員等に対し、法第158条第1項の身分証明書を交付し、又は使用させることができる。

(1) 市

- ア 国民保護措置に係る職務を行う市職員
- イ 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ウ 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(2) 消防長

- ア 国民保護措置に係る職務を行うその所轄の消防職員
- イ 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ウ 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(3) 水防管理者

- ア 国民保護措置に係る職務を行うその所管の水防団長及び水防団員
- イ 水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ウ 水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

2 特殊標章の使用

1の(1)から(3)までに掲げる者は、その職員等又はこれらの者が国民保護措置に係る職務を行う場所等を識別するため、法第158条第1項の特殊標章を使用させることができる。

[特殊標章] 【オレンジ色地に青色の三角形】

